

仙台市行財政改革プラン2010

平成22年3月

仙 台 市

はじめに

人口減少社会の到来や高齢化の急速な進展など，社会構造が大きく転換していこうとしている中，地方と国との関係も新たな段階を迎えており，地域は，自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。地域を構成する各主体がそれぞれの役割と責任のもと連携協働し，公共の分野を担い，支え合っていくことが，今後一層必要になるものと考えております。

長引く景気の低迷は，税収減少に加え，社会保障関係費の増加を招くなど，仙台市の財政状況は大変厳しい状況に置かれております。これまで整備してきた公共施設の維持，更新も大きな課題となっております。

このような中，将来にわたって市民の皆様が安心して暮らせる都市の構築を目指し，様々な施策を実施していくためには，中長期的な展望に立って，効率的で効果的な行政経営への改革が必要不可欠です。

市民協働の推進や効率的で効果的な行政経営の推進のためには，市役所の自己変革がこれまで以上に求められております。

「仙台市行財政改革プラン 2010」はこのような考えに立ち策定したものです。仙台の新しい未来を切り拓いていくため，本計画の推進に全力で取り組んでまいります。

仙台市長 奥山 恵美子

目 次

第 1 計画策定の趣旨	2
第 2 計画の基本的事項	
(1) 計画の基本的な考え方	3
(2) 計画の基本的方向性～ 3 つの改革の柱～	4
(3) 計画の体系	6
(4) 計画期間	6
(5) 推進方策	6
第 3 実施項目	
1 . 持続可能な財政基盤の確立と効率的・効果的な行政経営	
(1) 歳入の確保	9
(2) 効率的行政運営体制の構築	9
(3) 公共施設の総合的マネジメントの推進	11
(4) 施策，事務事業の見直し	12
(5) 受益と負担の適正化	14
(6) 外郭団体の見直し	15
(7) 公営企業経営改革	16
2 . 市民とともに進める行政経営	
(1) 市民協働・参画の推進	19
(2) 市民活動・地域活動の促進	20
(3) 区役所の機能強化	22
(4) 民間活力の活用	22
3 . 市役所の自己変革	
(1) 多面的・機動的に活動できる職員への進化	25
(2) 縦割りの弊害を排除した効率的な組織運営	26
第 4 実施項目の目標	27

第1 計画策定の趣旨

仙台市においては、平成7年以来、行財政改革計画を策定し、民間にできることは民間に委ねることを基本に、事務事業の見直しを徹底するとともに、職員数の削減や給与制度の見直しなどにより歳出削減に取り組むほか、市有地等の処分・活用や市の資産の広告媒体としての活用など更なる歳入の確保にも取り組んでまいりました。今後とも、これまでの行財政改革の結果を検証し、将来の動きを見据えながら、着実に行財政改革を推進していく必要があります。

地域主権改革に向けた機運が高まる今日、地域はそれぞれが持つ強みや特性に立脚し、自律（自立）していくことが求められております。経済が成熟し、人口も減少に転ずる見込みである中、地域が自律（自立）していくためには、官（行政）と民（市民や地域団体、NPO、企業）との関係のあり方を変え、行政や市民、地域団体、NPO、企業など地域を構成する各主体が、それぞれの役割と責任のもと連携・協働し、公共の分野を担っていくことが求められております。

仙台市では、地域の環境整備や子育て、福祉、防災といった分野におけるボランティア活動など、市民がまちづくりという公共の分野を担ってまいりました。また、指定管理者制度などにおいて、企業やNPOなどが、新たに公共の分野を担うことが可能になるとともに、担い手として成長してくるなど、官と民の連携の幅が拡大しています。

今後、このような日常のまちづくりの場面だけでなく、大規模災害などに対応していくためには、行政のみならず地域を構成する各主体がそれぞれ連携・協働して取り組むことが非常に重要になります。

一方で、いわゆる国の三位一体改革により地方交付税が大きく削減されるとともに、景気の低迷は、税収減少に加え、社会保障関係費の増加を招くなど、仙台市の財政状況は依然として厳しい状況に置かれています。更に、これまで整備してきた公共施設の維持・更新の経費が今後大きな財政負担になることが予想されます。このような中で、市民のニーズに的確・適切に対応していくためには、一層効率的で効果的な行政経営が求められています。

また、このような市民協働の推進や効率的で効果的な行政経営の推進のためには、新たな課題にも積極的にチャレンジする職員、組織となるよう市役所の自己変革がこれまで以上に必要です。

少子高齢化の進展、景気の低迷、あるいは、地域コミュニティの希薄化など仙台市を取り巻く様々な困難を乗り越え、今後とも、総合計画に掲げる都市像の実現に向けた諸施策を着実に実施していくためには、それを支える確固とした行政経営の仕組みを確立することが求められており、新たな改革を進めていく必要があります。本計画は、その具体の道筋を示すものとして、策定するものです。

第2 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

仙台市においては、政令指定都市の中でもトップクラスの加入率を誇る町内会の自治活動、公園や河川など地域の環境整備や子育て、福祉、防災といった分野におけるボランティア活動など広範な市民活動に支えられたまちづくりが行われてきました。市民が主体となり、住みたい都市の上位に常に名を連ねるような魅力ある都市を築いてきました。

行政としても、平成11年6月に全国初の公設NPO営の仙台市市民活動サポートセンターを設置し、市民の主体的で公益的な活動を支援してきました。町内会などの地域団体とともに、NPOや企業など地域を構成する様々な主体が、公共の分野で活躍する場面が広がってきています。また、「学都仙台」の若者・学生の活躍も期待されます。

公共の分野は行政のみが担うのではなく、地域を構成する各主体がそれぞれ目的意識を持ちながら、地域の課題を共有し、対等な関係における応分の責任のもと、まちづくりという公共の分野を担い、支え合っていくことが今後一層必要性を増していきます。それぞれの主体が持つ知恵と力が結び合わされることで、まちづくりにおける好循環をつくりだしていくことが可能になります。

また、指定管理者制度やPFIといった制度のもと、企業やNPOなどにとって、新たに公共の分野を担う道筋が開かれるとともに、担い手として成長してきています。今後も、制度運用に際しての課題等を検証しながら、行政と民間とのパートナーシップのもと、同じ目的意識を持ちながら、お互いの知恵と力により、より質の高い公共サービスの提供に向けた取組みを行うとともに、新たな形での民間との連携・協働を進めていきます。

このように、様々な主体との連携・協働により、従来行政だけでは生み出すことのできなかつたまちづくりの新しい力が創造されていきます。

まちづくりの主役は市民であることを改めて認識し、市民との対話による確かな信頼関係を基本に、市民のまちづくりへの思いを受けとめ、市民とともに考え、まちづくりを行っていくことが重要であり、更なる市民協働に向けた仕組みづくりを行っていきます。

一方、社会経済情勢の変化に伴い、厳しい財政運営を迫られる中であって、市民が将来にわたって安心して暮らせる魅力あふれる都市の構築に向けて、多様化する市民ニーズに的確・適切に対応し、各般の施策を着実に実施していくためには、それを支える持続可能な財政基盤の確立が不可欠です。行政は、真に行政でなければ責任を果たしえない領域で確実にその役割を担っていくことを基本に、各般の行政分野にわたる見直しを徹底し、効率的で効果的な行政経営を進めていきます。

市民協働の推進や効率的で効果的な行政経営を推進するためには、市役所の自己変革がこれまで以上に必要です。少数精鋭の体制で、最大の行政効果を発揮するために、新たな課題にも積極果敢に挑戦し、多面的に活躍できる経営感覚に富んだ職員を育成するとともに、柔軟で機動的、効率的な組織運営を行っていきます。

このような基本的な考え方にに基づき、次のような戦略的な経営の視点を加え、行財政の新たな改革を具体に実行していきます。

〔1〕中長期・組織横断の視点

課題解決に向け、中長期の視点に立つとともに、組織の縦割りを超えた組織横断的な視点に基づき改革を実行していきます。

〔2〕選択と集中の視点

市民の視点に立ち市民ニーズを把握し、選択と集中の視点に基づき改革を実行していきます。

〔3〕連携の視点

地域の各主体との連携とともに、他自治体との連携という視点に基づき改革を実行していきます。

〔4〕自律・自立の視点

自らを律するとともに、自ら考え、決定し、責任を負うという視点に基づき改革を実行していきます。

（2）計画の基本的方向性～3つの改革の柱～

上記に掲げる基本的な考え方にに基づき、次の3つの柱を定め、具体的な改革に取り組んでいきます。

持続可能な財政基盤の確立と効率的・効果的な行政経営

将来にわたってしっかりとした行政サービスを提供するとともに、新たなニーズ等にも対応するためには、持続可能な財政基盤の確立が不可欠であり、税などの歳入確保の取組みを強化するとともに、市の施策を時代の変化に応じて見直し、選択と集中の視点から、経営資源を配分していくほか、公平性の観点から、特定のサービスに対する対価や所得に応じた負担など、受益と負担の適正化について幅広く検討していきます。

また、持続可能な都市を目指し、中長期的視点から、公共施設の維持管理、更新等の問題に対応していくほか、他自治体との連携による効率化の取組みも検討していきます。

市民とともに進める行政経営

政策形成過程の一層の透明化を図るほか，市政情報の積極的な提供などを通じ，市民の市政への参画を促すとともに，行政や市民，地域団体，NPO，企業など地域を構成する様々な主体が，それぞれの知恵や力，強みを活かしながら，適切な役割分担のもとで連携・協働し，まちづくりを行う仕組みを充実していきます。

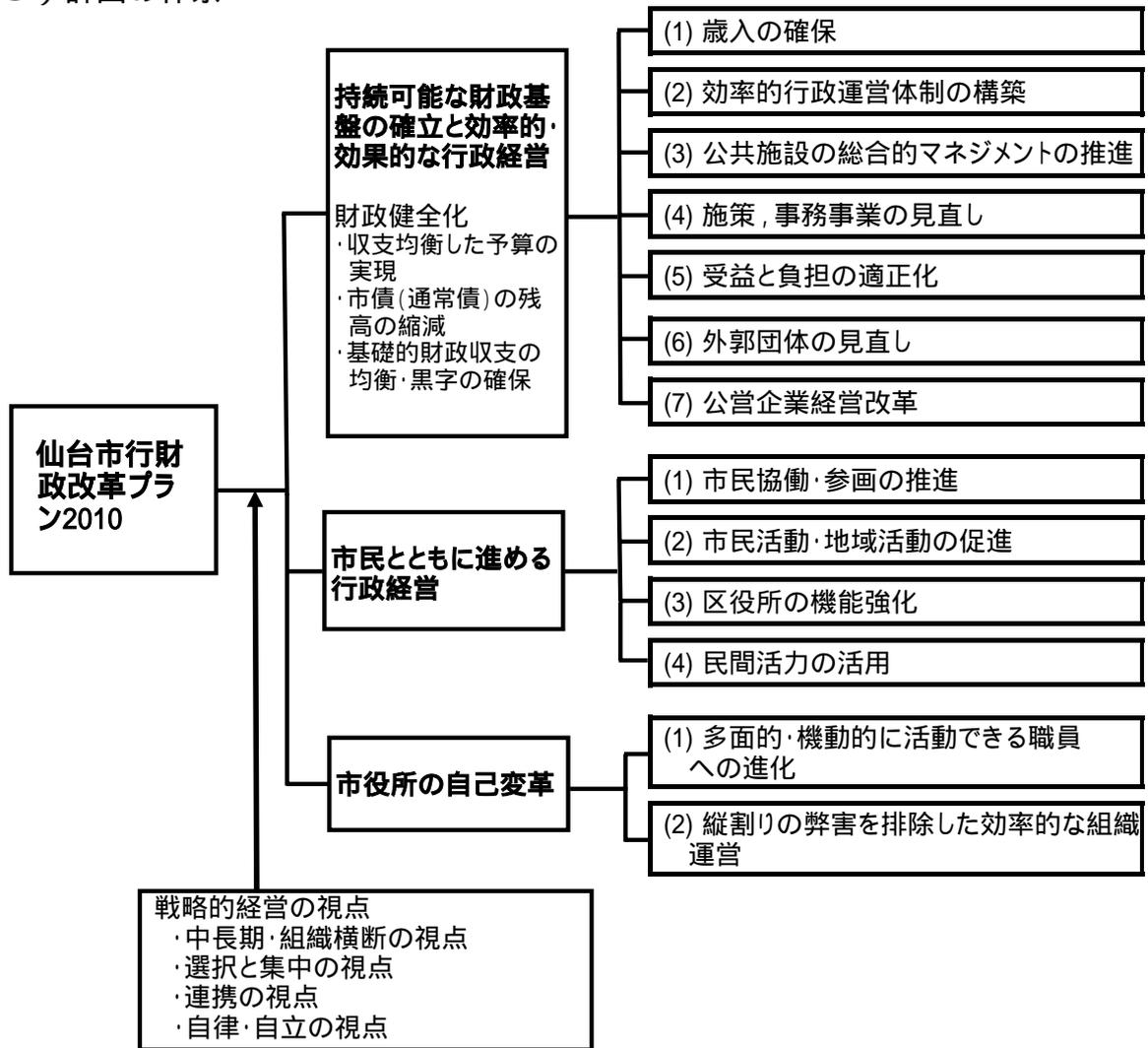
また，市民が地域の課題を自ら発見し解決することを支える，市民協働のまちづくりの拠点としての区役所の機能を強化します。

市役所の自己変革

効率的に質の高い行政サービスを提供するため，知識・技術を確実に継承する体制の構築のほか，より専門的な知識・技術の習得や政策立案能力の向上を図るとともに，自らの担当業務にとどまらず，その周辺業務にも知識・技術を備えた職員を育成するなど，職員の資質向上を図っていきます。

また，縦割りの弊害を排除し，市政を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう権限機能を見直すなど，組織運営の更なる効率化を図ります。

(3) 計画の体系



(4) 計画期間

平成 2 2 年度から平成 2 7 年度当初までを本計画の期間とします。

(5) 推進方策

実効ある行財政改革を推進するため、実施項目の取組みのスケジュール等を掲載する「工程表」を本計画策定後速やかに作成し、実施項目ごとの目標の達成状況などを検証しながら計画の進行管理を行い、その状況はホームページなどを通じてお知らせします。

計画の中間年において、進捗状況や社会経済情勢の変化に応じ、必要に応じて計画を見直すなど、弾力的に改革に取り組んでいきます。また、この計画の実施項目

以外のものについても、行財政改革の趣旨に則り随時実施していきます。

計画の進捗状況については、市長を本部長とする「仙台市行財政改革推進本部」で点検するとともに、本計画の策定にあたり意見をいただいた、各界各層の方々に構成する「仙台市経営戦略会議」に報告し指導助言を受けながら、改革を推進します。

第3 実施項目

1. 持続可能な財政基盤の確立と効率的・効果的な行政経営

財政健全化

持続可能な財政基盤を確立するため、効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中化はもとより、事業全般の見直しを徹底し、仙台市の歳入に見合った財政規模を堅持するとともに、世代間の財政負担を適切に行うための計画的な市債管理等により、健全な財政構造への転換を図っていくことが必要です。この実施状況を検証し、計画的に管理するための目標を次のとおり設定します。

また、持続可能な財政基盤の確立をより確かなものとするためには、国の地方税財政制度における構造的な課題の解決が必要であり、国と地方の役割分担を踏まえた、適切な税財源の配分がなされるよう国への働きかけを今後とも強めていきます。

《財政健全化の目標》

収支均衡した予算の実現

収支均衡した予算の実現を目指し、基金借入金などの特例的な収支差対策については27年度予算編成までにはゼロとします。

市債（通常債）残高の縮減

公共投資の厳選・重点化を行うことにより、毎年度の予算編成において、市債（通常債）残高の縮減を図ります。そのため、市債（通常債）は、公債費の償還元金の範囲内で新たな発行を行うものとします。

通常債...臨時財政対策債等の特別な市債を除く建設事業等のための市債のうち、高速鉄道建設基金により返済のための財源が手当てされる地下鉄東西線出資・補助金債を除いた市債

基礎的財政収支の均衡・黒字の確保

現世代の受益と負担の均衡を図り、将来世代へ負担を転嫁しないため、毎年度の決算において、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の均衡又は黒字を確保します。

基礎的財政収支...市債や財政調整基金等繰入金を除いた「収入総額」と公債費や財政調整基金等積立額を除いた「支出総額」の収支

(1) 歳入の確保

税などの収納率の向上の取組みや市が所有する様々な資産を広告媒体として活用することなどにより、一層の歳入の確保を図ります。

税，使用料，手数料等の収入確保

市税納付におけるコンビニエンスストア収納対象税目の拡大により納税者の利便性向上を図りつつ，収入の確保に努めます。また，負担の公平性の観点から，市税をはじめ，国民健康保険料，介護保険料，保育料，市営住宅の使用料などについて，組織横断的な取組みにより滞納整理に関するノウハウの共有を図るなど，収納率の向上に取り組めます。また，徴収体制の強化に向け，債権回収の集約化などについて検討します。

広告収入の拡充

仙台市が所有する様々な資産等を広告媒体として活用する提案を募集する仕組みの導入など，更なる広告収入の確保策を検討し，増収に努めます。

市有地等市有財産の処分と有効活用の推進

利用の見込みが低くなった土地について，土地開発公社保有地を含め，その処分を進めるとともに，貸付などによる遊休市有地の有効利活用を推進します。

(2) 効率的行政運営体制の構築

将来にわたって行政サービスを確実に提供し，新たな行政需要に対しても的確に対応していくため，必要な人員の確保を図りながら，事務事業の見直しや事務処理の効率化などにより市全体で人員配置の見直しを進めます。また，簡素で効率的な組織を構築していくほか，職員数の削減とともに，適正な給与水準のあり方の検討を行い，更なる人件費の削減に努めます。

《職員数の削減目標》

事務事業の見直しや事務処理の効率化などにより，平成 27 年度当初までの間で，平成 21 年度当初の職員数から 900 人程度の削減を行います。

一方，地下鉄東西線の開業や新市立病院の開院など新たな行政需要に対応していくため，効率的な執行体制の構築などを進めながら，必要最小限の人員配置に努めるものとし，全体としては 600 人程度の職員数を削減することを目標とします。

ア 組織の統廃合

簡素で効率的な組織の構築

行政需要に的確に対応するため、必要な組織体制の整備を行いながら、業務の状況等に応じた組織の統廃合や、内部的、定型的な業務又は関連する業務の集約化などの見直しを図り、より簡素で効率的な組織づくりを進めます。

税務事務の本庁への集約化

本庁及び各区で行っている税務事務について、効率化を図りつつ、徴収を含めた執行体制の強化を図るため、本庁への集約化を検討します。

附属機関等の総数管理の徹底

附属機関等の総数管理を徹底していくため、社会状況の変化等により役割に変化が生じたものや同種の行政分野に関するものなどについて見直しを行います。

イ 効率的な人員配置

学校用務員の配置の見直し

学校用務員について、非常勤職員を活用した効率的な人員配置を進め、原則、正職員1名化を図ります。

保育所給食調理体制の見直し

単独調理校給食調理体制の見直し

保育所及び単独調理校の給食調理業務について、より効率的な運営体制に向けた見直しを行います。

ウ 人件費等の削減

更なる人件費の削減

職員数の削減とともに、技能労務職員について、その職務の性格や内容を踏まえながら、適正な給与水準のあり方を検討し、更なる人件費の削減に努めます。

福利厚生事業のあり方を見直し

職員互助組織における実施事業の総点検を行うとともに、福利厚生事業に対する公費負担のあり方も含め見直しを図ります。

(3) 公共施設の総合的マネジメントの推進

仙台市の市民生活の基盤である，学校や市民センター，上下水道，道路や橋梁といった公共施設については，平成元年の政令指定都市への移行などにより，急速に整備が進められましたが，この先，これらの維持管理，更新の経費が大きな財政負担になることが予想されます。

公共施設について，限られた財源のもと，その建設を一層厳選・重点化していくとともに，現状の把握・評価，中長期的な状態の予測を行い，ライフサイクルコストを勘案しながら，維持管理，更新等を行うほか，遊休市有地の有効利活用なども含めた総合的なマネジメントの仕組みについて検討していきます。

ア 公共事業の厳選・重点化等

公共事業の厳選・重点化

道路や公園など公共施設の建設事業について，必要な水準の投資に配慮しつつも，整備効果の高い路線や箇所等重点的に投資するなど，優先順位の明確化により事業の厳選・重点化を図ります。

公共事業コストの構造改善

「仙台市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき，事業のスピードアップ，計画・設計・施工や維持管理，調達最適化に取り組み，公共事業の品質とコストの最適化を推進します。

イ 公共施設の管理等の最適化

中長期的視点に立った公共施設の維持管理等への計画的対応の検討

公共施設について，現状把握や維持管理費等に関する調査を踏まえ，長寿命化も含めた，中長期的な視点に立った維持管理，更新等の計画的な対応について，組織横断的に検討します。併せて，公共施設の総合的なマネジメントの取組みを推進するための効果的な組織体制についても検討していきます。

下水道施設のアセットマネジメントの推進

下水道の施設情報や最新の技術を活用して，事業のサービスレベルを設定するとともに，業務のプロセスや管理手法を改善し，資産管理の最適化を図ります。

- ・ 既存施設のあり方の見直し（ 12 頁 イ 再掲 ）
- ・ 指定管理者制度等の活用（ 23 頁 イ 再掲 ）
- ・ 市有地等市有財産の処分と有効活用の推進（ 9 頁（ 1 ） 再掲 ）

(4) 施策，事務事業の見直し

時代の要請を的確に把握しながら行政の果たすべき役割の範囲を常に見極め，真に行政が担うべき分野においては迅速な対応を行っていくとともに，これまでの経緯にとらわれることなく，時代の変化などを見据え，効果や必要性が低下している施策，事務事業については，見直しを徹底していきます。

ア 施策，事務事業の見直し

補助・助成制度の見直し

補助・助成制度について，社会経済環境や市民ニーズの変化等を踏まえ，事業の効果，公益性，必要性などの観点から見直しを行います。また，育成奨励的な目的の補助金等については，あらかじめ事業期間を設定するなどにより効果的な制度運用を進めます。

地籍調査業務のあり方を見直し

地籍調査業務について，これまでの実施状況等を踏まえ，業務のあり方を見直します。

公管理浄化槽の保守点検業務の効率化

公管理浄化槽の保守点検業務について，点検内容や契約方法を見直すことで，業務の効率化を図ります。

選挙事務の見直し

投開票事務の効率化などにより，選挙執行経費の節減を行います。

イ 既存施設のあり方を見直し

既存施設について，施設がこれまで果たしてきた役割や現状の問題点，民間事業者の状況などをあらためて検証し，それらを明確にしながら，管理運営の効率化，廃止，統合など，そのあり方を見直しに取り組んでいきます。

エル・ソーラ仙台のあり方を見直し

エル・ソーラ仙台について，エル・パーク仙台とともに男女共同参画推進センター2館体制の一翼を担う施設として，その機能を維持しながら，運営経費の節減を図ります。

健康増進センターのあり方を見直し

健康増進センターについて，民間の運動施設が増えてきている状況を踏まえ，「運動の場の提供」機能を縮小すること及び生活習慣病予防など専門的な市民の健康づくり支援機能の充実を図ることを基本に，そのあり方について見直し

ます。

生活改善センターのあり方の見直し

生活改善センターについて、利用実態等を踏まえ、地域の集会所等への用途の見直しを検討します。

秋保幼稚園・馬場幼稚園のあり方の見直し

秋保幼稚園と馬場幼稚園について、効率的な運営を行うとともに良好な教育環境を確保するため、両幼稚園を統合します。

情報・産業プラザのあり方の見直し

農業園芸センター（大温室）のあり方の見直し

両施設について、施設がこれまで果たしてきた役割や現状の問題点などをあらためて検証し、それらを明確にししながら、管理運営の効率化など、そのあり方の見直しに取り組んでいきます。

ごみ処理施設のあり方の検討

ごみの排出状況の変化に対応した、より効率的なごみ処理施設のあり方について検討します。

ウ 業務委託の推進等業務の効率化

南蒲生し尿処理施設運営管理の見直し

南蒲生し尿処理施設の運営管理業務について委託の範囲を拡大し、一層の施設運営の効率化を図ります。

南蒲生浄化センター運転管理業務の効率化

下水道ポンプ場の運転管理業務の効率化

南蒲生浄化センターの水処理施設運転管理業務及び下水道ポンプ場の運転管理業務について、アセットマネジメントにより業務プロセスや管理手法を検討のうえ、民間委託を含む一層の施設運営の効率化を検討します。

学校給食センター調理業務の委託

学校給食センターにおける調理業務について、順次民間委託を進めます。

エ 情報通信技術の活用

業務の効率化・高度化や利便性の高い市民サービスの充実のため、情報通信技術を積極的に活用するとともに、情報化関連経費の抑制等に向け情報システムの最適化の取組みを進めます。

戸籍事務の電算化の推進

戸籍事務の迅速化等により市民サービスを向上させるため、戸籍電算処理システムを導入するとともに、証明書発行及びこれに関連する事務処理の効率化を図ります。

行政手続のオンライン化の推進

幅広い行政手続についてインターネットを通じて申請・届出等ができる電子申請システムを宮城県や県内自治体と共同で整備します。

IC乗車券の導入

利用者サービスの向上により公共交通の利用促進を図るため、バス、地下鉄へIC乗車券を導入します。

情報システム最適化の推進

仙台市の情報システムの現状分析を行うとともに、情報システムに係る経費抑制等に向けた計画を策定し、全庁的観点から情報システムの最適化を進めていきます。

- ・ ガス事業における諸手続の電子化の推進（17頁 工 再掲）

（5）受益と負担の適正化

公平性の観点から、特定のサービスに対する対価や所得に応じた負担など、受益者の適正な負担について検討します。また、現在公費負担により対応している行政サービスに対する負担のあり方についても、幅広く検討していきます。

施設使用料等のあり方の見直し

各種市民利用施設の使用料等について、昭和58年度以降本格的な改定を行っていないことを踏まえ、受益と負担の適正化を図る観点から見直しを行います。また、併せて、減免制度のあり方についても検討を行います。

敬老乗車証制度のあり方の見直し

敬老乗車証について、高齢者人口の増加を踏まえながら、高齢者の社会参加等にも寄与している本制度を今後も持続可能な制度とするため、制度のあり方を見直します。

児童クラブの費用負担のあり方の検討

児童館における児童クラブについて、放課後等の児童の安全で健やかな居場

所確保への対応を考慮しながら、費用負担のあり方の検討を行います。

保育料のあり方の見直し

保育所における保育料について、所得に応じた負担の適正化が図られるよう所得区分のあり方や国基準額を踏まえた負担のあり方について見直しを行います。

事業ごみ等処理費用の負担のあり方の検討

ごみの減量とリサイクルの推進を目的として、事業者指導の強化等を図りながら、事業ごみ等処理費用の負担のあり方について検討します。

(6) 外郭団体の見直し

外郭団体は、市民利用施設の管理や公益的な事業の実施など市民サービスの第一線に立って市の行政を補完する役割を果たしてきました。

しかし、指定管理者制度が導入され、企業やNPOが公の施設の管理運営を担う事例が増えてきているほか、公益法人制度改革が実施されるなど、外郭団体を取り巻く環境は、大きく変わってきています。

このような状況を踏まえ、外郭団体が時代の要請に適合した役割を果たしていくため、各団体の設立目的や経営状況、類似業務の有無等を検証した上で、統廃合も含めた事業運営の見直しを行うとともに、組織の活性化、情報公開の推進に取り組みます。

ア 外郭団体の統廃合等

外郭団体の統廃合等

社会経済情勢の変化等を踏まえ、外郭団体の必要性や事業内容、規模を精査し、統廃合を検討します。また、株式会社については、現時点における出資の必要性を検証し、資本的関与の見直しを行います。

イ 事業運営の見直し

公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革の対象となる財団法人等について、基本的に公益財団法人等への移行手続を進めます。これに併せて、事業の公益性について検証し、事業内容の見直しを行います。

経営状況の評価

外部の専門家による経営状況の評価を毎年度実施し、その結果を公表するとともに、必要に応じて経営改善等を指導助言します。

自立的かつ効率的な事業運営の推進

人件費や自主事業の見直しによる経費の節減を図るとともに、自主財源の確保に努め、運営の自立性を高めながら効率的で質の高い公益的サービスの提供を行います。

ウ 組織の活性化

市の人的関与の見直し

外郭団体の人材育成を促進するとともに、市からの職員派遣のあり方を見直し、運営の自立性を高める取組みを進めます。

役員構成の見直し

公益法人制度改革における評議員会及び理事会の位置づけ・権限の変更に合わせ、役員構成について見直します。

- ・ サービス水準の向上（24頁 イ 再掲）

エ 情報公開の推進

財務状況等の公開

外郭団体の事業計画やその実施状況等について、ホームページなどでわかりやすい情報の提供に努めます。また、財務状況について、財務諸表など決算資料の公開を進めます。

（7）公営企業経営改革

公営企業（交通（バス・地下鉄）、水道、ガス、病院）が提供するサービスを安定的かつ効率的に供給するため、一般会計からの繰出金に過度に依存することのない公営企業の経営基盤の強化に向けた取組みを行います。

ア 自動車運送事業

バス事業の効率的な運営の検討

地下鉄東西線開業にあわせたバス路線再編も見据えながら、引き続き効率的な経営を図るため、バス運転業務等の民間委託の拡大などにより、職員を削減し、更なる経営コストの低減を進めます。

バス車両整備業務の委託の推進

バス車両整備業務について、委託規模を拡大します。

広告付きバス停留所上屋の設置

民間事業者の費用負担による広告付きバス停留所上屋の設置を推進します。

イ 高速鉄道事業

鉄道車両保守業務の委託拡大

地下鉄南北線の鉄道車両保守業務について、業務の一層の効率化のため、委託の範囲を拡大します。

地下鉄駅務の委託化の検討

地下鉄東西線の開業に向けて、地下鉄駅務業務の委託化について検討を行います。

ウ 水道事業

水道施設の維持管理の効率化

今後の水需要の動向なども踏まえながら、浄水場の今後のあり方や運転管理業務の効率化の手法などについて検討を行います。

給水装置関連業務の第三者委託の導入

給水装置関連業務の更なる効率化を図るため、給水装置工事の相談・受付から竣工検査に至るまでの一連の業務について、水道法に基づく第三者委託の制度を活用し、包括的に委託します。

第三者委託 技術上の業務を、民間事業者などの第三者に対して水道法上の責任も含めて委託できる制度

体験型技術研修の拡充

職員の現場対応能力を効率的にスキルアップし、水道サービスレベルの維持向上を図るため、給・配水管の工事及び維持管理において求められる施設操作、作業の技術やリスク等を擬似的に体験・習得できる体験型研修施設を整備します。

エ ガス事業

ガス事業の民営化

ガス事業の持続的な発展のため、より機動的で柔軟な経営が可能となる民間の経営に委ねることとし、経済情勢などを十分踏まえつつ、公募条件や民営化手法等を再検討し、ガス事業の民営化の取組みを推進します。

諸手続の電子化の推進

お客さまへのサービス向上と事務の効率化を図るため、インターネットを利用した各種の申込受付の拡充を図るほか、電子入札システムを導入します。

オ 病院事業

診療報酬の収入確保

引き続き診療報酬の収納強化体制を維持し、収納率の向上に努めます。

後発医薬品の比率の向上

安全性が確認でき、安定供給が可能な薬品について、先発医薬品から後発医薬品に切替を行い、経費の抑制に努めます。

医事業務の見直し

医事業務の更なる効率化に向け、平成26年度完成予定の新市立病院への移転を機に、医事業務の事務手順や委託方法などを見直します。

2. 市民とともに進める行政経営

(1) 市民協働・参画の推進

仙台市においては、これまでも、公園や河川など地域の環境整備や子育て、福祉、防災といった分野で、広範な市民活動に支えられたまちづくりが行われてきましたが、今後も、市民が安心して暮らせるまちを築いていくため、行政や市民、地域団体、NPO、企業など地域を構成する様々な主体が、それぞれの知恵や力、強みを活かしながら、適切な役割分担のもとで連携・協働し、まちづくりに取り組むことが求められます。このため、更なる市民協働のまちづくりに向けた取り組みを行っていくとともに、市政情報を分かりやすく積極的に公表することで、市政やまちづくりに対する市民の参加意欲を高め、市民と行政の信頼関係の構築を図ります。

市民協働による事業、施策の展開

地域団体やNPOなどとの連携・協働のもと、事業の企画・実施段階はもとより、事業終了後においても実施状況の評価を行うなど、情報の共有を図りながら、様々な分野における市民協働による事業、施策や、地域の特性を活かした個性ある地域づくりを支援する施策を引き続き展開します。

また、市民のアイデアと行動力を活かし、市民と行政が協働で事業を行い、地域の課題を解決していく仕組みの導入について検討を行います。

政策形成過程への市民参画

市民の視点に立ち市民のニーズを的確に把握し、市政に有効に反映させるため、市民アンケートやパブリックコメントはもとより、ワークショップや説明会などを積極的に活用し、政策形成過程や事業実施などにおける市民参画を進めます。

市民との対話の機会の拡充

市民の声を施策の企画立案や行政運営に活かしていくため、市長や区長をはじめ職員が直接市民と対話・交流する事業など様々なメニューの広聴事業を推進・展開し、市民との対話の機会を拡充していきます。

情報公開・提供の推進

政策立案や事業実施などの各段階において、分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、公文書の管理のあり方について検討していきます。

情報公開制度を利用しやすくするために、インターネットを通じて情報公開の申請ができる仕組みを導入します。

審議会など附属機関等の会議資料や議事録について、ホームページなどによる公開を推進します。

市民に市政情報が必要な時期に分かりやすく伝わる広報の推進

市民が、必要な市政情報を適切な時期に確実に得ながら行動ができるよう、提供する情報の量・質の充実、市民の情報アクセスの改善、事業計画と一体となった戦略的広報の展開、更には職員の広報マインドの向上などに取り組み、分かりやすく伝わる広報活動を推進します。

窓口サービスの向上

市役所の顔である窓口業務について、職員の接遇向上のほか、便利で快適な窓口や迅速確実なサービスの提供に向けた取組みを進めます。

市民協働を実践する職員の育成

職員研修の実施や協働事業に関する情報の共有、NPOやボランティア団体における職員のインターンシップの実施などを通じ、職員の市民協働の意識やコーディネート能力などのスキルを高めるなど、市民協働を実践する職員を育成していきます。

職員の市民活動・地域活動への参加の促進

市民協働によるまちづくりを推進するため、市の職員が市民の視点を大切にしながら職務にあたり、また、地域を構成する一市民としての役割を果たしていくことが出来るよう、職員による市民活動や地域活動への積極的な参加を促進します。

(2) 市民活動・地域活動の促進

協働・参画のまちづくりを推進していくためには、より多くの市民がまちづくりに関心を持ち、活動に参加するなど、市民活動や地域活動が一層活発化することが望まれます。

こうしたことから、地域において中心的な役割を果たしている町内会や、様々な分野の課題解決に取り組むNPOなど、各種団体の主体的な活動の促進に向けた環境づくりを進めます。また、より多くの市民が市民活動や地域活動に触れることのできる機会づくりや啓発に資する企画などを実施し、市民活動・地域活動の裾野の拡大と活性化を図ります。

地域団体、NPOの支援

活動に役立つ情報提供や活動拠点の確保、人材育成講座や相談業務など、地域団体やNPOなどの支援を行い、主体的な活動の促進のための環境づくりを行います。

また、これらの団体の自立・継続可能な活動や運営を支援するため、地域課

題の解決や地域資源を活用することにより起業につなげるコミュニティビジネス，ソーシャルビジネスの促進を図ります。

拠点施設の機能の充実

市民活動サポートセンターや市民センターなど，市民活動や地域活動の拠点施設について，その機能の充実を図るとともに，施設相互の一層の連携・協力体制を構築します。

市民活動への参加の促進

より多くの市民がボランティア活動など市民活動に触れることのできる機会づくりや啓発に資する企画を実施するとともに，学習機会や活動の場，活動に役立つ情報の提供を行い，市民活動の裾野の拡大を図ります。

若者・学生のまちづくりへの参加の促進

学都仙台コンソーシアム等と連携しながら，NPOやボランティア団体における学生のインターンシップの充実を図るなど，次代を担う若者や学生による社会貢献活動やまちづくりへの参加を促進します。

シニア世代の社会貢献活動の促進

シニア活動支援センターにおける相談事業や情報提供などを通じ，シニア世代が豊かな経験や幅広い能力を活かし，市民活動・地域活動や起業等にチャレンジすることを支援します。

企業の社会貢献活動の促進

企業の持つ資源やノウハウが地域社会の中でより一層活かされるよう，企業の社会貢献活動に向けた情報の提供や意識の醸成などを通じ，その促進を図ります。

様々な活動主体間の連携の促進

地域団体やNPO，学校，企業など様々な活動主体が，相互に連携し，お互いの強みを活かしながら，まちづくりに取り組むことが出来るよう，様々な活動主体による交流の機会づくりなどを進めます。

共助による地域防災活動の支援

大規模災害の発生に備え，地域共助の向上により減災に向けた取組みが適切かつ円滑に行われるよう，自主防災組織の育成，指導及びそれを担う人材の養成を行うとともに，防災訓練など地域の防災活動を積極的に支援します。

企業の事業継続計画（BCP）の策定支援

大規模災害や新型インフルエンザ等の危機発生時においても、企業が存続し、経済的な混乱や市民生活への影響をできるだけ軽減されるよう、企業の事業継続計画（BCP）策定の取組みについて、普及啓発を図ります。

（３）区役所の機能強化

市民協働のまちづくりを推進するため、地域に最も身近な行政機関である区役所について、地域との連携・協働による総合的な地域づくりを推進する機能や本庁組織と地域との間におけるコーディネート機能など、まちづくりの拠点としての機能の充実強化を図ります。

区役所のまちづくり拠点機能の強化

市民協働のまちづくりの拠点として、区役所の企画調整機能を強化し、区長の予算権限の拡充を進めるほか、地域ごとの現状や課題をより詳細に把握・分析し、地域との連絡調整体制の充実を図りながら、地域の主体的な活動を支援するための様々な施策を展開します。

市民センターを活かしたまちづくり

各地域の拠点施設である市民センターの持つコーディネート機能などを効果的に活用しながら、市民とともにより地域に根ざしたまちづくりに取り組むため、社会教育施設としての機能を維持しつつ、市民センターを区役所の組織に位置づけることを検討します。

区役所と本庁間での地域ニーズや課題の共有化

市民協働のまちづくりを推進していくため、区役所と本庁がそれぞれ把握する地域のニーズや課題を共有し、全庁的にまちづくりに取り組んでいく体制の充実を図ります。

- ・ 窓口サービスの向上（２０頁（１） 再掲）

（４）民間活力の活用

社会経済情勢が変化し、市民ニーズが多様化、複雑化するなか、NPOなども含め民間が提供する公共サービスの領域が拡大してきています。このような中で、民間が提供可能な公共サービスについては、行政の役割や責任を見極めたうえで、その実施や運営に民間のノウハウ等を積極的に活用していきます。

ア 民営化の推進

保育所の民営化

老朽化した市立の木造保育所等の建替えにあたっては、効率的な運営と柔軟性、機動性をより発揮できるように民間の力を活用し保育所を新設する「民設民営方式」を基本とし、計画的に推進します。

福祉施設の民間移譲

現在、指定管理者により施設の運営がなされている母子生活支援施設むつみ荘などについて、既に民間が主体になって同種の事業が行われていることを踏まえ、民間に移譲します。

- ・ ガス事業の民営化（17頁 エ 再掲）

イ 指定管理者制度等の活用

公の施設について、指定管理者制度を活用して施設ごとに最も適切な運営主体を選定し、民間のノウハウ等を積極的に活用することで、市民サービスの向上と施設運営の効率化等を図ります。また、利用者アンケートやモニタリング評価を通じ、運営管理の状況について検証し、サービス向上に努めます。

指定管理者制度 従来、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について、株式会社をはじめとした企業・NPO法人など様々な団体に包括的に委ねることができる制度

指定管理者の公募の推進

指定管理者の公募選定について、市民サービスの向上と効率的運営という制度の目的が果たされるよう、より良い公募選定のあり方を検討するとともに、担い手となる事業者の状況等を勘案しながら、児童館及びスポーツ施設などの公募の拡大に努めます。

障害児通園施設への指定管理者制度の導入

直営の障害児通園施設である「なかよし学園」、「あおぞらホーム」、「サンホーム」について、市内の同様の施設の大多数が民間指定管理者により運営されている現状を踏まえるとともに、発達相談支援センターの支援により引き続き質の高い運営が可能であることから、これらの施設に指定管理者制度を導入します。

社会教育施設への指定管理者制度の導入

改築後の泉岳少年自然の家や科学館について、学校教育活動への支援など事業の質を確保しながら、効果的、効率的な運営管理のため、指定管理者制度を

導入します。

また、図書館における指定管理者制度については、その実施状況を踏まえつつ、的確な事業運営の確保を図りながら、他の直営の図書館についても拡大を図ります。

サービス水準の向上

指定管理者の運営する市民利用施設について、指定管理者の事業提案をもとに、更なるサービス水準の向上を図るため、利用者アンケートやモニタリング評価を継続的に実施するとともに、その結果を、施設利用や接遇の改善に反映させる方策を構築します。

P F I手法等の活用

民間の資金やノウハウを幅広く活用し、効果的、効率的に公共施設の整備や公共サービスの提供を行っていくため、P F I手法など民間の力を活用する手法について検討を行います。

P F I（Private Finance Initiative） 従来、国や地方公共団体が自ら行ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営を、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用して行う社会資本整備の手法

3 . 市役所の自己変革

(1) 多面的・機動的に活動できる職員への進化

効率的に質の高い行政サービスを提供するため、より専門的な知識・技術の習得や政策形成能力の向上を図るとともに、自らの担当業務にとどまらず、その周辺業務にも対応できる知識・技術を備えるなど、多面的・機動的に活動できる職員の育成や個々の職員の意欲を向上させる取組みを行っていきます。

政策形成能力の向上

高い目的意識を持ち、意欲的に課題を解決していく職員を育成するため、意欲や政策形成能力を高める研修の充実強化を行います。

多面的能力の向上

ジョブ・ローテーションによる配置管理や職場内の情報共有化の徹底等を通じて、職員の多面的な能力を養い、自らの担当業務はもとより、その周辺業務についても一定の知識・技術を備えた職員を育成します。

専門的能力の向上

各行政分野における業務の高度化・細分化に対応するため、業務や職種別の専門的な研修に加え、各職場において効果的なOJTを実施するなど、職員の専門性を向上させる取組みを強化します。また、再任用職員の活用や業務のマニュアル化によりベテラン職員が蓄積した専門的な知識・技術を確実に継承します。なお、必要に応じて、専門的な知識経験を有する職員を採用していきます。

人材育成機能の強化

求められる職員像や能力要件に基づき中長期的な人材育成の方向性を定める新たな人材育成基本方針を策定するとともに、職員のキャリア形成の支援や管理監督職員の人材育成能力の向上を図ります。

職員の意欲向上

職員の意欲の向上のため、職員の能力・実績を適正に評価し、その結果を職員の能力開発につなげるとともに、給与など処遇にも反映させるよう人事評価の更なる活用を進めます。また、職員の意欲や専門的知識を活かすため、庁内公募制度を進めるとともに、キャリアの複線化などについて検討します。

多様な人材の登用

社会人経験者の採用を引き続き実施し、様々な職務経験を通じて培われた多

様な能力を組織の活性化に活かします。

職員の接遇能力の向上

職員一人ひとりがサービスの提供者であることを常に自覚し、より親切で丁寧な対応に向け、職員の総合的な接遇能力の向上を図ります。

- ・ 市民協働を実践する職員の育成（20頁（1） 再掲）
- ・ 職員の市民活動・地域活動への参加の促進（20頁（1） 再掲）

（2）縦割りの弊害を排除した効率的な組織運営

縦割りの弊害を排除し、市政を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう権限機能を見直すなど、組織運営の更なる効率化を図るとともに、意欲的に改革に挑戦する組織風土づくりを進めます。

組織横断型プロジェクト・チームによる政策立案・実行

既存の組織の枠組みでは効果的な対応が難しい課題に対しては、臨機に組織横断型のプロジェクト・チームを設置して対応していきます。解決すべき課題に応じて、プロジェクトの推進に必要な適切な権限を付与するなど、チームの政策立案・実行機能を制度的に担保する仕組みも検討します。

市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる組織権限機能の見直し

迅速な意思決定ときめ細やかなサービス提供が可能となるよう庁内分権を進めます。併せて、その実効性を高めるために、管理職のマネジメント能力向上や職員の意識改革に取り組みます。

政策形成過程における職員意見の反映

各種計画の策定時に広く職員提案を募集するなど、職員一人ひとりが組織の垣根を越えた政策形成に参加できる機会を設けることにより、職員の市政参加意識の向上を図ります。

風通しのよい組織風土の醸成

職場内ミーティングの充実に加え、オフサイト・ミーティングやランチ・ミーティングなど組織内のコミュニケーションを活性化させる取組みを全庁的に展開するとともに、行政情報ネットワークシステム（庁内LAN）等を積極的に活用し、組織や職位を越えた情報の共有化を進めます。

第4 実施項目の目標

各実施項目の目標は次のとおりとし、これに基づいて計画を着実に推進していきます。

1 持続可能な財政基盤の確立と効率的・効果的な行政経営

財政健全化

財政健全化の目標	
・ 収支均衡した予算の実現	収支均衡した予算の実現を目指し、基金借入金などの特例的な収支差対策については 27 年度予算編成までにはゼロとします。
・ 市債（通常債）残高の縮減	<p>公共投資の厳選・重点化を行うことにより、毎年度の予算編成において、市債（通常債）残高の縮減を図ります。そのため、市債（通常債）は、公債費の償還元金の範囲内で新たな発行を行うものとしします。</p> <p>平成 20 年度末通常債残高：5,413 億円</p> <p>通常債…臨時財政対策債等の特別な市債を除く建設事業等のための市債のうち、高速鉄道建設基金により返済のための財源が手当てされる地下鉄東西線出資・補助金債を除いた市債。</p>
・ 基礎的財政収支の均衡・黒字の確保	<p>現世代の受益と負担の均衡を図り、将来世代へ負担を転嫁しないため、毎年度の決算において、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の均衡又は黒字を確保します。</p> <p>基礎的財政収支(平成 20 年度決算)：121 億円の黒字</p> <p>基礎的財政収支…市債や財政調整基金等繰入金を除いた「収入総額」と公債費や財政調整基金等積立額を除いた「支出総額」の収支。</p>

(1) 歳入の確保

実施項目	目標																		
税，使用料，手数料等の収入確保	平成 26 年度決算における現年分収入率及び総括収入率（現年分＋繰越滞納分）を次のとおりとします。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現年分</th> <th>総括（カッコ内は平成 20 年度実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市税</td> <td>98.4%以上</td> <td>95.0%以上（93.9%）</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険料</td> <td>88.0%以上</td> <td>72.0%以上（67.6%）</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>98.5%以上</td> <td>96.0%以上（95.0%）</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td>98.5%以上</td> <td>93.2%以上（91.3%）</td> </tr> <tr> <td>市営住宅使用料</td> <td>98.7%以上</td> <td>87.3%以上（85.4%）</td> </tr> </tbody> </table>		現年分	総括（カッコ内は平成 20 年度実績）	市税	98.4%以上	95.0%以上（93.9%）	国民健康保険料	88.0%以上	72.0%以上（67.6%）	介護保険料	98.5%以上	96.0%以上（95.0%）	保育料	98.5%以上	93.2%以上（91.3%）	市営住宅使用料	98.7%以上	87.3%以上（85.4%）
		現年分	総括（カッコ内は平成 20 年度実績）																
	市税	98.4%以上	95.0%以上（93.9%）																
	国民健康保険料	88.0%以上	72.0%以上（67.6%）																
	介護保険料	98.5%以上	96.0%以上（95.0%）																
保育料	98.5%以上	93.2%以上（91.3%）																	
市営住宅使用料	98.7%以上	87.3%以上（85.4%）																	
広告収入の拡充	実施状況について年度ごとに公表します。																		
市有地等市有財産の処分と有効活用の推進	平成 26 年度までに累計 10 億円の歳入を確保します。																		

(2) 効率的行政運営体制の構築

職員数の削減目標	
職員数の削減	平成 27 年度当初までの間で，平成 21 年度当初の職員数（9,552 人）から 900 人程度の削減を行う一方，新たな行政需要に対応していくため，全体としては 600 人程度の職員数を削減します。

ア 組織の統廃合

実施項目	目標
簡素で効率的な組織の構築	実施状況について年度ごとに公表します。
税務事務の本庁への集約化	平成 22 年度中に方向性を取りまとめます。
附属機関等の総数管理の徹底	実施状況について年度ごとに公表します。

イ 効率的な人員配置

実施項目	目標
学校用務員の配置の見直し	非常勤職員を活用した配置見直しを行い，平成 27 年度当初までに 150 校以上の学校で，学校用務員（正職員）の 1 名化などを図ります。
保育所給食調理体制の見直し	より効率的な運営体制の構築を図るため，非常勤職員を活用した正職員の配置見直しなどを行います。

単独調理校給食調理体制の見直し	より効率的な運営体制の構築を図るため、非常勤職員を活用した給食調理員(正職員)の配置見直しなどを行います。
-----------------	---

ウ 人件費等の削減

実施項目	目標
更なる人件費の削減	実施状況について年度ごとに公表します。
福利厚生事業のあり方の見直し	平成 23 年度までに職員のがん検診,職員互助会事業のあり方の見直しを行います。

(3) 公共施設の総合的マネジメントの推進

ア 公共事業の厳選・重点化等

実施項目	目標
公共事業の厳選・重点化	普通建設事業費の歳出総額における構成比について、各年度、平成 21 年度の水準である 13.1%以下とします。
公共事業コストの構造改善	平成 25 年度において、平成 19 年度の標準的な公共事業コストと比較して、15%の総合コスト改善を目指します。 総合コスト改善...工事コストの改善のほか、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減や事業便益の早期発現、工事に伴う環境負荷低減による効果等も含めた総合的なコスト改善。

イ 公共施設の管理等の最適化

実施項目	目標
中長期的視点に立った公共施設の維持管理等への計画的対応の検討	検討状況について年度ごとに公表します。
下水道施設のアセットマネジメントの推進	実施状況について年度ごとに公表します。

(4) 施策、事務事業の見直し

ア 施策、事務事業の見直し

実施項目	目標
補助・助成制度の見直し	実施状況について年度ごとに公表します。
地籍調査業務のあり方の見直し	平成 26 年度までに業務のあり方を見直します。

公管理浄化槽の保守点検業務の効率化	平成 23 年度から実施します。
選挙事務の見直し	平成 23 年度までに執行される全ての選挙において、前回選挙比で 20%以上の経費を削減します。

イ 既存施設のあり方の見直し

実施項目	目標
エル・ソーラ仙台のあり方の見直し	平成 22 年度中にエル・ソーラ仙台のあり方について決定します。
健康増進センターのあり方の見直し	平成 22 年度中に具体的な見直し内容を決定します。
生活改善センターのあり方の見直し	平成 22 年度中に集会所等への用途の見直しを決定します。
秋保幼稚園・馬場幼稚園のあり方の見直し	平成 24 年度から両幼稚園を統合します。
情報・産業プラザのあり方の見直し	平成 23 年度までに施設のあり方を検討します。
農業園芸センター（大温室）のあり方の見直し	平成 23 年度までに施設のあり方を検討します。
ごみ処理施設のあり方の検討	平成 22 年度に改定する「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、ごみ処理施設のあり方の検討を開始します。

ウ 業務委託の推進等業務の効率化

実施項目	目標
南蒲生し尿処理施設運営管理の見直し	平成 23 年度までに委託の範囲について検討します。
南蒲生浄化センター運転管理業務の効率化	平成 23 年度までに効率化の手法について検討します。
下水道ポンプ場の運転管理業務の効率化	平成 23 年度までに効率化の手法について検討します。
学校給食センター調理業務の委託	平成 23 年度から太白学校給食センターの調理業務を委託するなど、順次民間委託を進めます。

エ 情報通信技術の活用

実施項目	目標
戸籍事務の電算化の推進	平成 24 年度までに「戸籍電算処理システム」の運用を開始します。

行政手続のオンライン化の推進	平成 22 年度中に「電子申請システム」の運用を開始します。
IC 乗車券の導入	平成 25 年度までに地下鉄南北線に導入します。
情報システム最適化の推進	平成 22 年度中に情報システム最適化計画を策定します。

(5) 受益と負担の適正化

実施項目	目標
施設使用料等のあり方の見直し	平成 22 年度中に見直しの方向性を取りまとめます。
敬老乗車証制度のあり方の見直し	平成 22 年度中に見直しの方向性を取りまとめます。
児童クラブの費用負担のあり方の検討	平成 22 年度中に見直しの方向性を取りまとめます。
保育料のあり方の見直し	平成 22 年度中に見直しの方向性を取りまとめます。
事業ごみ等処理費用の負担のあり方の検討	平成 22 年度に改定する「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、事業ごみ等処理費用の負担のあり方の検討を開始します。

(6) 外郭団体の見直し

ア 外郭団体の統廃合等

実施項目	目標
外郭団体の統廃合等	実施状況について公表します。

イ 事業運営の見直し

実施項目	目標
公益法人制度改革への対応	平成 25 年 11 月までに、適切な法人格への移行を指導します。
経営状況の評価	毎年度評価し、結果を公表します。
自立的かつ効率的な事業運営の推進	実施状況について年度ごとに公表します。

ウ 組織の活性化

実施項目	目標
市の人的関与の見直し	実施状況について年度ごとに公表します。
役員構成の見直し	平成 25 年 11 月までに、社団法人・財団法人（特例民法法人）について見直しを実施します。

エ 情報公開の推進

実施項目	目標
財務状況等の公開	毎年度公表します。

(7) 公営企業経営改革

ア 自動車運送事業

実施項目	目標
バス事業の効率的な運営の検討	平成 24 年度当初までに、東仙台営業所におけるバス運転業務等を全て民間に委託することなどにより、正職バス乗務員を平成 21 年度当初比で 16%以上削減します。(平成 21 年度当初の正職員数は 432 名)
バス車両整備業務の委託の推進	平成 24 年度までに全てのバス整備工場の業務を委託します。
広告付きバス停留所上屋の設置	毎年度 10 基以上設置します。

イ 高速鉄道事業

実施項目	目標
鉄道車両保守業務の委託拡大	平成 22 年度から実施します。
地下鉄駅務の委託化の検討	平成 25 年度までに、地下鉄駅務業務の委託化について検討を行います。

ウ 水道事業

実施項目	目標
水道施設の維持管理の効率化	水道事業中期経営計画(平成 22～26 年度)期間中に、効率化の具体的手法について検討を進めます。
給水装置関連業務の第三者委託の導入	平成 23 年度から導入します。
体験型技術研修の拡充	平成 22 年度中に体験型研修施設を整備し、平成 23 年度に体験型技術研修の実施体制を確立します。

エ ガス事業

実施項目	目標
ガス事業の民営化	早期に今後の民営化戦略をとりまとめます。
諸手続の電子化の推進	平成 23 年度までにガス局ホームページをリニューアルし、また、電子入札システムの一部導入を行います。

オ 病院事業

実施項目	目標
診療報酬の収入確保	平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の平均収納率を 97.6%以上とします。
後発医薬品の比率の向上	平成 23 年度までに購入額ベースでの後発医薬品の比率を 15%とします。
医事業務の見直し	平成 26 年度予定の新病院開院時から、委託業務の内容の見直しを行うとともに、競争的手法により医事業務の受託業者を選定します。

2 市民とともに進める行政経営

- (1) 市民協働・参画の推進
- (2) 市民活動・地域活動の促進
- (3) 区役所の機能強化

上記に係る実施項目については、実施状況について年度ごとに公表します。

- (4) 民間活力の活用

ア 民営化の推進

実施項目	目標
保育所の民営化	保育所建替えの優先順位を検討し、計画的に実施します。
福祉施設の民間移譲	平成 23 年度から母子生活支援施設むつみ荘について民間に移譲します。

イ 指定管理者制度等の活用

実施項目	目標
指定管理者の公募の推進	実施状況について年度ごとに公表します。
障害児通園施設への指定管理者制度の導入	平成 23 年度から指定管理者制度を導入します。
社会教育施設への指定管理者制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・泉岳少年自然の家：新泉岳少年自然の家の開所に合わせ、指定管理者制度を導入します。 ・科学館：平成 22 年度中に学校教育活動への支援など事業の質を確保する方策を含め、指定管理者制度の導入のあり方について検討します。 ・図書館：榴岡図書館について、平成 24 年度に指定管理者制度を導入します。その他の図書館については平成 22 年度中に、導入の可能性について検討します。

サービス水準の向上	実施状況について年度ごとに公表します。
P F I手法等の活用	平成 22 年度から P F I 手法による新高砂学校給食センターの運営を開始します。

3 市役所の自己変革

- (1) 多面的・機動的に活動できる職員への進化
- (2) 縦割りの弊害を排除した効率的な組織運営

上記に係る実施項目については、実施状況について年度ごとに公表します。

仙台市行財政改革プラン 2010

平成 22 年 3 月

仙台市総務局総務部行財政改革課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

Tel 022-214-1207

Fax 022-224-4404

E-mail som001130@city.sendai.jp